

令和 7 年度

青森県内部統制評価報告書

令和 7 年度内部統制評価報告書

青森県知事 宮下宗一郎は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

県においては、地方自治法第 150 条第 1 項の規定及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「青森県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 13 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、評価結果等を踏まえて適切な制度の運用に努めていきます。

2 評価手続

県においては、令和 7 年を評価対象期間とし、令和 7 年 12 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、重大な不備として、国交付金活用事業における実績報告誤り事案が把握されたことから、当該所属における内部統制は有効に運用されてはいなかったと考えます。

4 不備の是正に関する事項

上記の運用上の重大な不備については、不備の是正に資する取組の共有や、これを踏まえたチェック体制の強化を図り、不適切事案の未然・再発防止に取り組めます。

令和 8 年 8 月 7 日 青森県知事 宮下 宗一郎